

令和2年度 那覇市保育所入所選考基準表

【基本指数】		事由		基本指数		備考		
事由	類型	細目		基本指数	父	母	備考	
1	就労	月64時間以上の就労を常態とする	月160時間以上	30			<ul style="list-style-type: none"> こどもみらい課指定様式（就労証明書）にて確認。 就労時間には休憩時間を含む。 事由7にも該当する場合はそれぞれの時間を合算した時間で点数を計上し、拘束時間の長い方を要件事由とする。（事由1と事由7の点数の合計ではない） 市外（県外・海外）で就労の場合も、市内と同様に点数を付す。 	
			月140時間以上160時間未満	26				
			月120時間以上140時間未満	22				
			月90時間以上120時間未満	19				
			月64時間以上90時間未満	15				
自営業者で学証資料の提出が確認できない場合（内職等含む）	15							
採用予定	15							
2	妊娠 産後期間	妊娠中～産後4ヶ月目の属する月の末日までの間にある	多胎妊娠	23			<ul style="list-style-type: none"> 120時間以上の就労が確認できる勤務証明書が必要。 	
			上記以外	18				
			120時間以上の就労をしている場合	+2				
3	病気・ 障害等	診断書	日常生活	著しい制限あり	保育ができない状態である	30		<ul style="list-style-type: none"> 診断書・・・こどもみらい課指定様式（診断書/保護者用）において、「日常生活」の点数と「社会生活(加算)」の点数の合計。 手帳・・・所持している障害者手帳等による。 ※ 診断書と手帳の両方提出された場合は点数の高い方を採用。
				一部制限あり	週4～5日の育児の軽減が必要である	23		
				一部制限あり	週2～3日の育児の軽減が必要である	5		
				特に制限なし	保育ができない状態である	23		
				特に制限なし	週4～5日の育児の軽減が必要である	15		
				特に制限なし	週2～3日の育児の軽減が必要である	3		
			社会生活(加算)	著しい制限あり	+5			
				一部制限あり	+3			
			特に制限なし	0				
			手帳	身体障害者手帳1・2級 / 精神障害者保健福祉手帳1級 / 療育手帳A1 / 障害年金	30			
				身体障害者手帳3級 / 精神障害者保健福祉手帳2級 / 療育手帳A2 / 障害年金2級	23			
				身体障害者手帳4級 / 精神障害者保健福祉手帳3級 / 療育手帳B1	15			
				身体障害者手帳5級 / 療育手帳B2	12			
			4	在宅 介護・ 看護	身体	入院期間中、家族による常時の介護を要する		
入院期間中、家族による常時の介護を要しない	0							
生活全般において、全面的な介助が必要	30							
入浴・排泄・衣類の着脱など日常生活の多くに全面的な介助が必要	30							
起き上がり、寝返りが自分ではできず、排泄・入浴・衣類の着脱などに介助が必要	30							
起き上がり、寝返りが自分では難しく、排泄・入浴・衣類の着脱の一部又は全部の介助が必要	23							
立ち上がりや歩行が安定しない。排泄、入浴などに一部介助が必要	15							
基本的に日常生活は営めるが、入浴等に一部介助が必要	9							
基本的に日常生活は営める（介助不要）	0							
精神	精神的な疾患により情動がきわめて不安定なため常時の看護が必要	30						
	精神的な疾患により情動が不安定なため一部の看護が必要	15						
	精神的な疾患はあるが治療等により落ち着いており基本的に日常生活は営める（看護不要）	0						
5	復旧活動	1か月を超える期間、震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たる場合	※	※			<ul style="list-style-type: none"> 付添いの必要量（1日あたりの時間・月あたりの日数）についての病院や学校による証明が必要（様式自由） 送迎のみでは対象とならない。 被災したことが分かる資料で判断する 	
			9	9				
7	就学 訓練	学校教育法で定める学校、専修学校その他の各種学校及びこれらに準ずる教育施設に在学している又は公共職業能力開発施設で行う職業訓練等を受けている	月160時間以上	26			<ul style="list-style-type: none"> 在学証明と、時間割などの資料が必要。 就労に繋がらないいわゆる「お稽古事」は不可 	
			月140時間以上160時間未満	22				
			月120時間以上140時間未満	18				
			月90時間以上120時間未満	15				
			90時間未満	12				
			上記学校で、通信制の場合	9				
8	虐待 DV	児童虐待を回避する上で保育が必要との通知がある場合	300			<ul style="list-style-type: none"> 関係機関から依頼・通知、相談記録などの資料が必要 		
		DV被害のため保育が困難である場合	300					
9	育休	育休対象児以外の児童の申込み	15					
		育休中の保育継続児童の転所希望の場合	15					
10	みなし育休	みなし育休対象児以外の児童の申込み	7					
		みなし育休中の保育継続児童の転所希望及び5歳児優先選考の場合	7					

【調整指数】		事由		調整指数		備考	
加減	該当事由	内 容		調整指数	父	母	備考
加 点 調 整	1	①	申込児童が入所でき次第、育児休業から復帰する	7			<ul style="list-style-type: none"> 転所の場合は適用しない。 父母とも育休取得している場合は、どちらか一方のみ適用。 復帰予定の可否は勤務証明書で確認する。
		②	認可保育所・こども園又は認可外保育園で就労中、または採用予定	40			
		③	保育士等（※）	20			
		④	子育て支援員	20			
		⑤	子育て支援員	20			
	1・3	③	月64時間以上就労し、かつ、障害者手帳を所持している	5			<ul style="list-style-type: none"> 手帳による基本指数の方が高く、事由3が要件となる場合にも適用する。
	1・6・7・8	④	生活保護受給中である	9			<ul style="list-style-type: none"> 受給証明（世帯全員の記載があるもの）で確認する。
	1・3・7	⑤	認可外保育施設等に入室している	9			<ul style="list-style-type: none"> 在園証明書で確認する。【①育児休業からの復帰】と重複不可。
	全 て	⑥	18歳以下の出生（平成13年4月2日以降に生まれた人）	15	△		<ul style="list-style-type: none"> 転所の場合は適用しない。
		⑦	ひとり親世帯	40			
		⑧	ひとり親世帯とみなす場合（離婚調停中、拘留等）	35			<ul style="list-style-type: none"> 離婚調停が不調に終わっている場合も別居継続中と確認できれば適用する。
		⑨	保護者の一方が、児童を保育できない場所（県外・離島）に居住	5			<ul style="list-style-type: none"> 拘束時間の半分以上が県外・離島の場合含む。別住者の住民票で確認。
		⑩	地域型保育園の卒園児が引き続き、保育施設入所を希望する	100			<ul style="list-style-type: none"> 優先利用事項。連携施設の希望はさらに300点を加算する。
		⑪	きょうだいが多胎児（双子以上）の場合	5			<ul style="list-style-type: none"> 入所月にきょうだいが在園しており、その園を第1希望としている場合に当該園のみ適用。
⑫		そのきょうだいが発達支援児の場合	+5				
⑬		認可園に申し込みをしているきょうだいがいる（本児は除く）	1×人数			<ul style="list-style-type: none"> 認可園へ2人以上申し込みしている場合に適用。転所の場合は適用しない。 	
⑭		そのきょうだいが多胎児（双子以上）の場合	+2			<ul style="list-style-type: none"> 【⑩きょうだいが在園している園への申込み】と重複不可。 	
減 点 調 整	2	⑮	父母不在のため、祖父母等が保育している	70	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 父母不在の確認ができるものが必要。祖父母等の要件不要。
		⑯	児童が障害を持っており、発達支援児保育を希望する	300			
		⑰	社会的養護が必要な児童（里親家庭など）	300			
	全 て	⑱	出産予定月が入所希望月の3ヶ月以上先（例）入所希望：5月 出産予定：8月	-5			<ul style="list-style-type: none"> 優先利用事項。対応可能な園で調整。 優先利用事項。
		⑲	産後4ヶ月以内に、その出生した児童の入所を申し込みする場合	-6			<ul style="list-style-type: none"> 優先利用事項。
⑳	希望する園に入所できない場合は、育休延長も許容できる	-500				<ul style="list-style-type: none"> 切迫早産など、母体保護のために自宅保育が困難であると診断された診断書（様式自由）がある場合は適用しない。 	
㉑	過年度に保育料の未納があり、分納計画を立てていない	-1×金額				<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月までの未納額（1万円単位で端数切上）にマイナス1を乗じた数。分納計画通りに履行していない場合も適用する。 	

【入所選考方法】

- 基本指数と調整指数の合計（選考点）により判定される「保育の必要性」が高い順に入所内定とします。
- 基本指数は、複数の事由に該当する場合、点数が高くなる方を採用します。
- 児童虐待回避、DV被害による保育困難、発達支援児等に該当する場合は、保育施設に空きがある限りにおいて優先的に入所できるよう配慮します。

【同点のときの優先度判定基準】

- 選考点が同点の場合は、同点の方を下表1～7の順で比較して優先順位を決定します。
- 同点時の優先順位を決定するもので、選考点は変更されません。

	該当事項による優先順	備考
1	要件のない、60歳未満の祖父母や22歳以上のきょうだいと同居していない	書面での提出がない場合は、要件のない者として取り扱う
2	施設の希望順位が高い	
3	未就学児の数が多	
4	就労している	ふたり親世帯であれば父・母ともに就労していること
5	過年度にも申込みをしている（年度ごとの回数）	0歳クラスには適用せず、1～5歳クラスにのみ適用
6	前年度の住民税額が低い	
7	保育所開所時間内で保育に欠ける時間が長い	夜間保育所の選考で同点者がある場合は、この項目を最優先で判定する

【4歳クラスから5歳クラスへ進級する場合の4月入所選考】

- 4歳クラスから5歳クラスへ進級する場合の新年度4月入所選考は、まず在園児の選考を行った後に、新規申込児童及び転所申込児童の選考を行います。